

## 岐阜市地場産品創出等支援事業補助金交付要綱

令和8年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産の強化に取り組む事業者に対して予算の範囲内で行う岐阜市地場産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、岐阜市地場産品創出等支援事業寄附金取扱要綱（令和8年3月31日決裁）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者で、岐阜市地場産品創出等支援事業寄附金取扱要綱第11条の規定による岐阜市地場産品創出等支援事業者選定委員会の審査により選定された事業者とする。

- (1) 寄附金の額が目標額に達した者又は目標額に達しないが、市長が特に必要と認めた者
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から5年以上継続して事業を行う意思がある者
- (3) 市内に事業所、工場等を設置し、継続した事業活動を行うことができる者
- (4) 過去5年間、規則第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しを受けていない者
- (5) 公租公課の滞納がない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (7) 法令等に違反する活動又は公序良俗に反する活動を行っていない者
- (8) 宗教的又は政治的な活動を目的として事業を行っていない者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地場産品を新たに開発する事業
  - (2) 既存の地場産品の生産及び製造を拡大する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
- (1) 国、地方公共団体その他公的機関による補助を受けている事業
  - (2) 本市から委託を受けている事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費で、別表に定めるものとする。

(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、寄附金の額の10分の4に相当する額又は補助対象経費の額のいずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市地場産品創出等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助金の交付申請金額の算出根拠となる資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、年度ごとに行うものとし、申請書の提出期限は、毎年度、市長が指定する。

(交付の決定等)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知は、岐阜市地場産品創出等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 規則第5条第3項の規定により補助金を交付することが不相当であると認めたときの通知は、岐阜市地場産品創出等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付決定前の着手)

第9条 申請者は、補助事業の効率的な実施を図る必要により、又はやむを得ない事由により規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定前に補助事業に着手するときは、あらかじめ岐阜市地場産品創出等支援事業事前着手申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(計画変更等)

第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業の計画の変更又は中止若しくは廃止の申請は、岐阜市地場産品創出等支援事業変更・中止（廃止）申請書（様式第7号。以下「変更・中止申請書」という。）により行うものとする。

2 規則第11条第2項において準用する規則第7条の規定による補助事業の計画の変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、岐阜市地場産品創出等支援事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第15条の規定による補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の報告は、岐阜市地場産品創出等支援事業実績報告書（様式第9号。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第16条の規定による補助金の額の確定の通知は、岐阜市地場産品創出等支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、規則第19条第1項各号に定める場合のほか、補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 規則第19条第3項において準用する規則第7条の規定による補助金の交付の決定の取消しの通知は、岐阜市地場産品創出等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第24条ただし書の規定により処分することができる財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産で、補助事業が完了した日の属する年度の翌年後以後5年間（土地取得の場合にあっては、10年間）経過したものとする。

(実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、毎年度及び補助事業が完了した日の属する年度の翌年度において、市長が別に指定する日までに、補助事業の実施効果（当該補助事業者の売上又は生産量の変化、雇用の創出効果その他当該補助事業の実施により生じた効果をいう。）について市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告において、補助事業の実施効果が通常期待されるものでないと認めるときは、その後に実施する補助事業の内容の改善を求めることができる。

(情報通信技術を利用する手続)

第16条 次の各号に掲げる手続については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定（準用する場合を含む。）によることができる。

- (1) 第7条第1項及び第10条第1項の規定による申請並びに第11条第1項の規定による報告 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで
- (2) 第8条、第10条第2項及び第12条の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
(1) 土地取得費（測量費及び造成費を含む。）
(2) 工場、作業場等の建物の取得に係る建設費
(3) 土地、建物等の賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る。）
(4) 建物に付帯する電気設備、空調設備、給排水設備等の整備又は取得（設置及び施工を含む。）に係る経費
(5) 建物の賃借に伴う増築費又は改築費
(6) 外構設備等構築物又は地場製品の生産、加工等に用いる機械装置等の取得（設置及び施工を含む。）に係る経費
(7) 建物の内装等の改修費
(8) 既存の設備等の撤去費（新たな設備等の導入を伴う場合に限る。）
(9) 備品購入費（新たな地場製品の創出等に要するものに限る。）
(10) 借上料（新たな地場製品の創出等に要するものに限る。）
(11) 委託費（新たな地場製品の創出等に要するものに限る。）
(12) 補助事業の内容について専門的な知見を有する第三者の評価、診断、指導等を受けるための経費（新たな地場製品の創出等に要するものに限る。）
(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

備考 補助対象経費の額には、消費税及び地方消費税を含まない。